

## 委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県理学療法士会（以下「本会」という。）委員会について必要な事項を定めるものである。

### (区別)

第2条 委員会は、常設委員会、諮問委員会、特設委員会とし、その中に専門委員会を設ける。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長、委員をもって構成する。

2 委員長並びに委員は、本会会員より公募する。

3 本会会長が委員を選出し、委員はその中から委員長を選出する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第5条 委員会の職務は、各委員会で決定するものとする。

### (開催)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、随時開催する。

### (運営)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、特に必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

### (報告)

第8条 委員会を開催した場合は、速やかに議事録を作成し、本会理事会に報告する。

### (定めのない事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

### (改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会により協議し、承認をもって成立する。

附則

- 1 この規程は、令和8年4月16日から施行する。